みなさん、ご存じですか？

新型コロナウイルス感染症の影響によって
収入が約３割以上少なくなった方は、
（少なくなる見込みも可）

国民健康保険税など

減額または免除になる場合があります！

まずは役所窓口にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、自営業・農業、不動産の収入などが減少することが見込まれる方で、高すぎる保険料（国民健康保険料・介護保険料・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料）の納付にお困りの方にお知らせです。
条件がありますが、***保険料を減額または免除***する制度があります。

※場合によって令和2年分の**納付書**が必要となる場合があります。

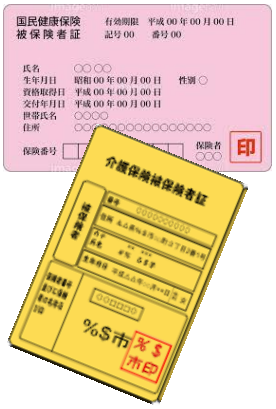

対象になる方：
昨年と比べて**約3割以上の収入が減少する**見込みの生計維持者の方
（基本世帯主ではなくても**生計維持者で**も認められます。）